

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分

1 この届出書の用途

- (1) この届出書は、普通法人（措置法第67条の2第1項（特定の医療法人の法人税率の特例）の規定により承認を受けた医療法人を除きます。以下同じです。）である連結親法人に係る連結子法人が、法第81条の25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に個別帰属額等を記載した書類（連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類）を提出する場合の「連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額を記載した書類」として使用します。
- (2) この届出書は、普通法人である連結親法人が、連結確定申告書に添付する連結親法人分及び当該連結親法人に係る連結子法人分の連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類を作成する場合の「連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額を記載した書類」として使用します。

この場合において、連結子法人分については、(1)により作成したものの写しを使用することとして差し支えありません。

なお、連結子法人分の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類については、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書への添付を省略することができます。

(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及びこの届出書の付表を使用してください。

なお、連結確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありません。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
同 非 区 分 特 定 同 族 会 社 同 族 会 社 非 同 族 会 社	別表一の二(一)の「同非区分」に表示する連結親法人の区分を表示します。	この欄は、各連結法人の「同非区分」を表示するものではなく、連結親法人の「同非区分」を表示するものです。
「旧所在地及び旧法人名」	当期中に連結親法人の納税地若しくは連結子法人の所在地又は法人名に変更があった場合には、旧納税地若しくは旧所在地又は旧法人名を記載します。	
「※税務署処理欄」	原則として記載する必要はありません。 ただし、「売上金額」については、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を100万円単位（100万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。	売上金額は、消費税の事業者免税点の参考となり、また税務署における事務の効率化にもつながることから、記載をお願いしています。
翌 年 以 降 送 付 要 否 要 否	税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、翌期以降、届出書用紙（個別帰属額の届出書、個別帰属額等届出書付表セット、勘定科目内訳明細書及び法人事業概況説明書（又	「送付不要」としてしている連結法人が、翌期以降、「要」に○をしても、届出書用紙のうち個別帰

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	は会社事業概況書)をいいます。)の送付が不要な場合には「否」に○をします。	属額等届出書付表セット及び勘定科目内訳明細書は送付されませんので御注意ください。 個別帰属額等届出書付表セット及び勘定科目内訳明細書の送付も必要な場合には、所轄の税務署へ御連絡ください。 届出書用紙などの各種様式は、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) に掲載していますのでこれを印刷して御使用ください。
税理士法第30条の書面提出有 有	税理士法第30条(税務代理の権限の明示)に規定する書面を届出書に添付する場合には、○をしてください。	
「連結事業年度分の申告に係る届出書」	空欄には、次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 連結確定申告に係るもの……………「連結確定」 (2) 連結確定申告の修正申告に係るもの…「修正連結確定」 (3) 期限後申告に係るもの……………「期限後連結確定」 (4) 更正に係るもの……………「更正申告」 (5) 決定に係るもの……………「決定申告」	(4)又は(5)の場合には、空欄に「更正」又は「決定」と記載するとともに、左のように「申告」を二重線で消してください。
「個別所得金額又は個別欠損金額 1」	次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 別表七の二付表一「24」に金額の記載のある連結法人 別表四の二付表「55の①」の金額を中段の(イ)に記載し、別表七の二付表一「24」の金額を下段の(ロ)に記載し、(イ)の金額と(ロ)の金額を合計した金額を上段に記載します。 (2) (1)以外の連結法人 別表四の二付表「55の①」の金額を中段の(イ)に記載し、同額を上段に記載します。	
「連結法人税額の特別控除額の個別帰属額 3」	別表六の二(三)付表の「8」+「16」+別表六の二(四)付表の「11」+別表六の二(六)の「19」+別表六の二(七)の「28」+別表六の二(八)の「20」+別表六の二(九)の「9」+別表六の二(十)の「20」+別表六の二(十一)の「25」+別表六の二(十二)の「18」+別表六の二(十三)の「30」+「31」+「32」+別表六の二(十四)の「20」+別表六の二(十五)の「19」+別表六の二(十六)の「7」+別表六の二(十七)の「15」+別表六の二(十八)の「25」+別表	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	六の二(十九)の「9」により計算した金額を記載します。	
「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額5」	次により記載します。 (1) 別表六(二十四)「31」の金額の個別帰属額を記載します。 (2) 法第4条の5第1項(連結納税の承認の取消し)の規定により法第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された日の前日の属する連結事業年度で、次に掲げる規定の適用により法人税額に加算することとされている金額がある場合には、その金額に係る個別帰属額についてもこの欄に記載します。 ① 措置法第68条の10第5項(連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額) ② 措置法第68条の11第7項(連結納税の承認を取り消された場合の中小連結法人の機械等に係る法人税額) ③ 措置法第68条の13第4項(連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定地域における工業用機械等に係る法人税額) ④ 措置法第68条の15の4第5項(連結納税の承認を取り消された場合の連結特定中小法人の経営改善設備に係る法人税額) ⑤ 平成28年改正前の措置法第68条の14第5項(連結納税の承認を取り消された場合の国家戦略特別区域における機械等に係る法人税額) ⑥ 平成28年改正前の措置法第68条の15第5項(連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額) ⑦ 平成27年改正前の措置法第68条の9第11項(連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額)(平成27年改正前の平成25年改正法附則第75条(連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成25年改正前の措置法第68条の9の2第7項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含みます。) ⑧ 平成24年改正法附則第33条第1項(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正前の措置法第	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	68条の14第5項《連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定中小連結法人の経営革新設備等に係る法人税額》 ⑨ 平成23年12月改正法附則第72条《連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正前の措置法第68条の10第5項《連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額》 ⑩ 平成23年12月改正前の措置法第68条の12第7項《連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備等に係る法人税額》	
「連結法人税個別帰属額計10」	その連結法人につき措置法第68条の67第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、使途秘匿金の支出額の40%相当額をこの欄の上段に外書として記載します。	この場合、「差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額12」の記載に当たっては、この外書として記載した金額を「10」に含めて計算します。
「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」、「連結法人税個別帰属額14」及び「この届出の基因となった申告等により増加又は減少する連結法人税個別帰属額19」の外書	法第81条の31《連結欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付の請求をした法人税の額（その連結法人に帰せられるものに限り。）で還付されていないものがあるときに、当該金額を記載します。	
「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」	修正申告をする場合において、法第81条の31第4項において準用する法第80条第6項《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付を受ける金額に係る還付加算金があるときは、その還付加算金の額（その連結法人に帰せられるものに限り。）を含めて記載します。	
「この届出の基因となった申告等により増加又は減少する連結法人税個別帰属額(14)－(18)19」	「14」の金額から「18」の金額を減算した金額がマイナスとなる場合には、そのマイナスの金額（△印を付けます。）を記載します。	
「連結親法人が中小法人の場合」の各欄	連結親法人が法第81条の12第2項《中小法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率》の規定の適用を受ける場合に記載します。	
「算出連結法人税個別帰属額 $(25) \times \frac{(27)}{(24)}$ 又は $(25) \times 15\%$ 相当額 28」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 「連結所得金額24」が0である場合 $(25) \times \frac{(27)}{(24)}$ 又は $(25) \times 15\%$ 相当額 (2) (1)以外の場合 $(25) \times \frac{(27)}{(24)}$ 又は $(25) \times 15\%$ 相当額	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「算出連結法人税個別帰属額(26)の23.9%又は23.4%相当額) 29」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 当期が平成28年4月1日前に開始した連結事業年度である場合 (26)の23.9%又は23.4%相当額 (2) 当期が平成28年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合 (26)の23.9%又は23.4%相当額	